

統一運動関東同盟

暫定規約草案

第一條 本同盟は統一運動関東同盟と称す。

第二章 目的

第一條 本同盟は左の目的を有す。

- 一、全国統廃合の即時実現。
- 二、全国の単一産業階級党としての労働者の積極的支持。

第三章 構成

第一條 本同盟は左の成員を以て構成す。

- 一、本同盟の目的を承認する組合、但し全国的組織を持つ組合はその副次的組織を通じて加盟するものとす。
- 二、団体として加盟し能はざる組合外の有主、団。

第四章 組織及構成

第一節 地方組織及構成

第一條 地方同盟は第三條に規定せる成員を以て組織す。

第二條 地方大会は地方同盟の最高機関にして毎年定期に開催し、委員長之を招集す。但し委員長若しくは同盟員三分の二以上の

要求ありたるときは臨時大会を開催するものとす。大会は議員の比率は委員に於て定む。

第二條 地方委員会——大会に次ぐ最高機関にして大会に於て加盟団体別の一足比率（組織員数比例）に依り選出されたる委員を以て構成す。定期に開催し、委員長は常任委員会選挙の要求ありたるときは委員長之を招集す。

第三條 常任委員会——地方委員会より選出せる若干名を以て構成す。会務を処理す。

第四條 本同盟各加盟団体は同一地域に於て地方委員会に統制の下に委員会を設置するものとす。地主委員会の内規は別に之を定む。

第五節 專門委員会

第六條 本同盟に左の專門委員会は設置し、委員長若干名、部長一名を以て構成し、委員会に統制の下におくものとす。

(一) 政界対策委員会 (二) 労働階級対策委員会 (三) 選挙対策委員会 (四) 出版教育委員会 (五) 産業別整理対策委員会 (六) 経理散存委員会 但し全国委員会の承認を経て專門設置増設するを以てす。

第五章 役員

第六條 本同盟は左の役員を置く。

第七條 本同盟は左の役員を置く。

第八條 本同盟は左の役員を置く。

第九條 本同盟は左の役員を置く。

第十條 本同盟は左の役員を置く。

第十一條 本同盟は左の役員を置く。

第十二條 本同盟は左の役員を置く。